

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成20年7月9日

**【事業年度】** 第10期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

**【会社名】** 2 1 L A D Y 株式会社

**【英訳名】** 21LADY Co.,Ltd

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 藤井道子

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区二番町5番地5

**【電話番号】** 03 3556 2121

**【事務連絡者氏名】** 取締役 北川善裕

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区二番町5番地5

**【電話番号】** 03 3556 2121

**【事務連絡者氏名】** 取締役 北川善裕

**【縦覧に供する場所】** 株式会社名古屋証券取引所  
  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月30日に提出いたしました第10期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

前期連結財務諸表に対する独立監査人の監査報告書

前期財務諸表に対する独立監査人の監査報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

（訂正前）

前期連結財務諸表に対する監査報告書

指定社員 業務執行社員 公認会計士 加賀美 弘 明

指定社員 業務執行社員 公認会計士 齋 藤 晃 一

前期財務諸表に対する監査報告書

指定社員 業務執行社員 公認会計士 加賀美 弘 明

指定社員 業務執行社員 公認会計士 齋 藤 晃 一

（訂正後）

前期連結財務諸表に対する監査報告書

指定社員 業務執行社員 公認会計士 笹 本 憲 一

指定社員 業務執行社員 公認会計士 加賀美 弘 明

前期財務諸表に対する監査報告書

指定社員 業務執行社員 公認会計士 笹 本 憲 一

指定社員 業務執行社員 公認会計士 加賀美 弘 明

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

21LADY株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人A&Aパートナーズ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 笹本 憲一

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 加賀美 弘明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている21LADY株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、21LADY株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

21LADY株式会社  
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

指定社員 公認会計士 笹本 憲一  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 加賀美 弘明  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている21LADY株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、21LADY株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な転移において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上